

「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」にかかる当組合所定事項

非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款第 10 条の 2 第 2 項に定める「別に定める期限」はその年の 1 1 月の最終営業日とします。